

「一橋大学における臨床法学教育」

日時：2007年12月5日 16:00～18:30

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

講師：後藤昭氏（一橋大学法科大学院教授・前法科大学院長）
村岡啓一氏（一橋大学法科大学院長・教授）

所長・宮川 本日は一橋大学法科大学院から、後藤昭先生と村岡啓一先生において

いただき、一橋大学における臨床法学教育のカリキュラムと、その実施の状況についてお話をいただきます。後藤先生は2007年3月まで法科大学院長を務められ、また村岡先生は4月から現職の法科大学院長を務めておられます。まさに、一橋大学法科大学院で法曹教育のリーダーシップをふるつておられる兩先生が、一橋大学での臨床法学教育を担当されているということは、一橋大学で臨床法学教育がいかに熱いに取り組まれていることを象徴しているようと思われます。今日は、お忙しい中、早稲田大学にお出でいただき有難うございま

す。

後藤 一橋大学法科大学院全体が、宮川先生にご紹介いただいたほど臨床法学教育にとくに熱心だとは、実はいえないかもしません。それでも、工夫しながら頑張っているとはいえるかと思います。今日は、まずは私後藤から、臨床系科目として分類される科目の状況の全体をお話した上で、刑事の上訴のクリニックについて具体的にご紹介します。

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(A)・課題番号19203006・研究課題「法曹養成教育における経験的方法論としての臨床法学教育の研究」の研究成果の一部である。

夏休みの時期に、夏期特別研修があります。

この実質は、ほぼエクステーンシップです。必ずしも実務の場だけではなくて、外国の大行くといふ形です。1単位ですからあまり長いものではない、1週間から2週間、現地での実習時間は40時間を目途にしています。実際には行った先によつていろいろなバリエーションがあります。たとえば、法律事務所を行つたときに、係属事件の判決が秋にあれば、そのときだけ立合いに行くといったことは当然起きるわけですか

うに思われます。行くといつたことは當然起きるわけですか
うに思われます。今日は、お忙しい中、早稲田大学にお出でいただき有難うございま
す。
それからもう一つは「人権クリニック」
とわれわれが呼んでいるものがあります。
私たち、3年次の前期と後期にそれぞれ
発展ゼミという科目設けています。前期が
発展ゼミⅠ、後期が発展ゼミⅡとなります。
これは各教員が自分の得意な分野で特化し
た主題を扱うことで、特殊なテーマについ
て深く勉強し、研究するというゼミです。
これらは選択科目の一つと位置付けられて
います。
その発展ゼミの中に「人権クリニック」
と称しているのがいくつあります。单

位数はいずれも 2 単位なので、1 学期で、大体 15 回の授業があります。この中に憲法を扱うものと刑事上訴を扱うものがあります。ただ、憲法を扱うもののほうは、担当教員の関係で、今年度は停止状態です。

刑事のほうは、私と村岡で続けています。これらの 2 科目の中かで、夏期特別研修のことから簡単にお話しします。これは必修科目ではなく選択科目です。しかし、実際にはほとんどの学生が参加しています。スライド 3 は今年の派遣先内訳を示したもので、ほとんどの学生は法律事務所に行っています。その他にいくつかの団体を行った者が 5 名ぐらいですね。それから外国の大学に入った者が 3 名、官公庁に行った者が 2 名です。内訳をもう少し見ていますと、89 名が 57 の法律事務所に行っています。事務所は大小さまざま、派遣を受け入れてくれる事務所は、ほぼ日本全国にあります。これは、一橋出身の弁護士たちの協力が大きく貢献しています。

それから企業の法務部に行つた者も 3 人います。官公庁では、今年は法務省と総務省 1 人ずつ行っています。それから自由人権協会とか国民生活センターに行っている者も数名ということです。今年は中國の人民大学に 3 人行きました。これは学術振興会からアジア法研究のために補助金を得たので、それで費用を補助したことであって今年は中國に 3 人が行きました。派遣した総数は 102 名で、参加しなかつた 2 年生は 3 人だけです。

派遣先は、基本的には学生の希望に基づいて決めます。法律事務所によつては、希望が集中する所以があるので、必ずしも第 1 希望のところに行けるとは限りません。

しかし、そんなに選り好みしなければ、どこには行けるという状態です。このエクスター・シップつきましては、配付資料 4 枚目に実施要領が記載してあります。

今度は、刑事上訴クリニックのほうですね。私が担当しているのは前期の発展ゼミ 1 で、村岡さんが担当しているのは後期の発展ゼミ 1 です。制度上は、1人の学生が両方を履修することも可能ですが、今までの実例ではそういう学生はないようです。

私の担当は 1 ですから、それを中心にお話します。履修する時期は 3 年次の前期になります。ゼミの内容は、刑事の上訴事件を調査して、上訴懇意書などの案を起草します。私たち、弁護人のお手伝いをするというスタンスです。弁護人から調査の委嘱を受けて、記録と判例、文献を調査して、上訴懇意書を書いてみて、それを弁護人に提供する。基本的にそういう作業です。

ただし、実際にする作業は、事件によってかなり違います。時期が大学の前期ですかね。官公庁では、今年は法務省と総務省 1 人ずつ行っています。それから自由人権協会とか国民生活センターに行つている者も数名ということです。今年は中國の人民大学に 3 人行きました。これは学術振興会からアジア法研究のために補助金を得たので、それで費用を補助したことであつて今年は中國に 3 人が行きました。派遣した総数は 102 名で、参加しなかつた 2 年生は 3 人だけです。

派遣先は、基本的には学生の希望に基づいて決めます。法律事務所によつては、希望が集中する所以があるので、必ずしも第 1 希望のところに行けるとは限りません。

者にそのことを話して了解をとつてください。年から 2007 年まで 3 年間では、年に 2 件ずつ扱っています。2005 年は被告人からの上告事件 2 件、2006 年は被告人控訴の事件を 2 件です。そのうち 1 件は上訴の取り下げがあって、後から再審請求といいます。私が担当しているのは後期の発展ゼミ 1 です。制度上は、1人の学生が両方を履修することも可能ですが、今までの実例ではそういう学生はないようです。

私の担当は 1 ですから、それを中心にお話します。履修する時期は 3 年次の前期になります。ゼミの内容は、刑事の上訴事件を調査して、上訴懇意書などの案を起草します。私たち、弁護人のお手伝いをするというスタンスです。弁護人から調査の委嘱を受けて、記録と判例、文献を調査して、上訴懇意書を書いてみて、それを弁護人に提供する。基本的にそういう作業です。

なぜ上訴事件だけに絞っているのをご説明します。一つは、学期中にするので、学生は他の科目的授業を受けながらクリニックを履修することになります。その中で、週 1 回集まって議論することになります。そうすると今日接見の依頼があったからです。今来てくださいといふよなことを求められても対応できません。また、法廷の期日で学生たちが必ず行けるわけではありません。しかし上訴事件では、どちらかといえばデスクワークが中心になるので、そのほうが扱いやすいという事情があります。

そのため、実際の作業にはいろいろバリエーションがあります。例えは、上訴懇意書の本体ではなく、その補充書を書くとか、控訴書で事実調べした後の弁論の身を書くとか、いったふうに事件によって書くものの中身は変わります。

この事件の選び方は、基本的に受任している弁護人からいわば待ち込んでいたためです。したがつて、事実問題の争い方についで、彼らはあまり慣れていません。上訴

の場合にも、もちろん事実問題の争いがあるわけですけれども、比較的法律問題の争いが多い。そのため、彼らがすでに勉強していることをそのまま応用しやすい事情があります。

それから、上訴事件を扱うことは、一番や控訴審でやっていたことを後から見直す機会になります。そこでどういう主張がされる、どういう立証がされているのかを新たに見直すということ、それも勉強になるだ

べですけれども、学生の数と持ち込まれている事件の数などの関係で、1 学期にやるにはこれぐらいが適当な数になつていて

なぜ上訴事件だけに絞っているのをご説明します。一つは、学期中にするので、学生は他の科目的授業を受けながらクリニックを履修することになります。その中で、週 1 回集まって議論することになります。そうすると今日接見の依頼があつたからです。今来てくださいといふよなことを求められても対応できません。また、法廷の期日で学生たちが必ず行けるわけではありません。しかし上訴事件では、どちらかといえばデスクワークが中心になるので、そのほうが扱いやすいという事情があります。

そのため、実際の作業にはいろいろバリエーションがあります。例えは、上訴懇意書の本体ではなく、その補充書を書くとか、控訴書で事実調べした後の弁論の身を書くとか、いったふうに事件によって書くものの中身は変わります。

この事件の選び方は、基本的に受任している弁護人からいわば待ち込んでいたためです。したがつて、事実問題の争い方についで、彼らはあまり慣れていません。上訴

します。学生たちは、控訴、上告とか、再審についてあまり勉強していないのが普通です。そこで、これらの手続が、大体どういったふうに進むか、そもそも控訴意書はどういうものか、どういうことを書かなればいけないのか、数回の授業でそういうことを勉強します。再審事件を扱う場合には、再審についても説明する。このような授業も、予習教材を与えて、双方向的に記録を全部ではなく、判決と論告、弁論つまり、原判決と原審での主張を送つていただいて、大体どういう上訴意書が考えられるか、まず予備的に考えます。その上で弁護人と打ち合わせをして、どういう線で打合せは、その後も随時必要になります。

大体方針が決まつたら、あとは記録をもつと読み込んでいく。判例とか学説とか必要な文献も調べて、それをどのように援用するか考えます。その結果を一応書いてみる。例えば上訴意書の案を書いてみて、それを持ちよって検討する。数人が一つのチームになって、一つの事件を扱うということになっています。ですから、その中でもまた分担して書くこともあります。

週1回のゼミのときには、全員の学生

がその間、その事件の法廷があつて、しかかも授業と抵触しないときには法廷に行つて傍聴することもあります。

この作業をした結果はどうなっているか。弁護人がこの書面をどれくらい使っているかは事件によります。上告意書補充書きがほとんどそのままの形で裁判所に提出されている例もあります。一部分をピックアップして書面の中に取り込んでいた典型案例があります。裁判結果は、去年までは全部負けていたのですけれど、今年はじめて成功例がありました。

これはたいへん興味深い、検察官控訴の事件です。簡単に申しますと、車を運転中に止められて職務質問を受けた。そこで車

の中を見せら、見せないという押し問答を延々として、「俺もう行くからな」って発進しようとしたら警察官にぶつけたで公務執行妨害だと、現行犯逮捕されて、それが大麻取締法違反です。一審は、完全無罪判決です。公務執行の適法性なし。暴行の立証もかなり怪しい。それから大麻は証拠排除という、無罪になつて、検察官が控訴した事件です。担当された弁護人が、学生が入つてもよいと言つたので、そうして文書を修正する。こういうサイクルを何度も繰り返します。それで、学生たちと私ができる限りのことをやつたどなると、書面案をまとめ、私が点検してから弁護人に送ります。弁護人がそれをどう使

して、モデルになってビデオを撮りました。検察官が同意して、それが証拠採用された経過がありました。幸いにして控訴棄却になりました。

学生がこの科目をどう評価しているか、

この判決は、判例として見ても、かなり重要な判断をしています。被告人は非常に権利意識が正確な人で、「令状を持ってこい、持つてこなければ見せない」と一貫して言っています。その押し問答が現場で3時間以上続いています。その半ばで、本署から捜査係を呼んで、これで令状請求ができるかどうか検討させています。その際、捜査係は、この状況では令状請求は無理と判断しました。そして、詮めて本署に帰っています。高裁判決は、その時点で既に被告の車内検査拒否の意思是明確である、しかし、強制捜査もできないことがはっきりした、だから、そこでもう行かせるべきだった、と判断しました。それ以後現場に被告

人をどめたことは、職務行為として違法だと言いました。これは職務質問についての行為規範としてはかなり重要です。我々が想定していたよりも早い時点での行為が違法になったと評価しています。

これは検察官控訴事件だから、勝ったことは言えないのかもしれないですが、裁判の目的を達成したという意味では、勝訴事件です。学生たちも喜びました。

前期上訴クリニックの参加者は、今までの実績では、2005年が9人、2006年が3人、2007年が10人です。一橋は、一年100人です。その中で、これくらいの数の学生がこれを選択しています。ちなみに、2005年と2006年の参加者はすでに新司法試験を受けているわけで、12人

のうち11人は合格しています。だから、

上訴クリニックを履修しても、新司法試験の妨げにはならないと言えるのではないかと思います。

それぞの学生の自由記載意見はたくさ

んであるので、代表的なものだけ拾つてみました。スライド11の積極的な意見として、例え自分が作成した書類がほぼそのまま裁判所に提出されたことでやりがいがあるという意見がありました。このときはちょうどそういう事件だったのでですね。

それから、生の事件に触れることで法律家の責任や刑事事件の仕組みを体感することができます。ができたとか、生の事件から具体的に法の適用を考える練習になったとか、そのほか、もちろん書面を書いたことが勉強になつたという感想もあります。それから、刑事弁護人の重圧をひしひしと感じたとか、主張が採用されなくてもめげない強さが必要と感じたという感想もあります。上告の場合、いわゆる三行半の決定で簡単に棄却になるのがふつうです。それでも、やはり学生はがっかりするわけですけれどあります。

こうして見ると、依頼者と直接会うことなく、もっぱら記録や、弁護士とのやりとりで仕事をするので、関与の形態は間接的ではあるけれども、それでもやっぱり生の活きている事件を扱うことの学習効果、教育効果があると思います。

これに対して、消極的な意見、あるいは改善希望としては、負担が大きいという意見もあります。あまり多くはないけれど。それから、学生が事件を選べたらもっと良いという意見、つまり選択の余地があまりないということが、不満といえば不満です。それから、自分が担当していない事件では論理的に参加することは難しかったとか、弁護人との共同作業がもっとあつたほうが良い。もっと頻繁に相談したりといったという意見もあります。それから、次回までの作業課題が不明確なことがあって何をすべきかが、もうひとつ掴みにくかったという意見もあります。これは私的责任です。

全体的に見ると、上訴クリニックは、参

加した学生に対しては効果を上げていると考えます。

しかし、いくつか難しい点、課題があります。一つは、どうしても外から事件を持ち込んでもらわないといけないわけなので、他力本願なところがあります。事件を持ち込んでもらうには、主として私の個人的なツテとか、刑事弁護フォーラムのメーリングリストなどで呼びかけているわけですけれども、供給が安定していません。

しかも、事件進行のタイミングの問題があります。最近、控訴審、上告審も進行がかなり早くなっています。だから、裁判所もあまり待ってはくれない。そうすると、ちょうど4月から7月にかけて作業をするのに適切な事件で、しかも学生が考えるのに適した事件があるという保障がありません。

先ほどの検察官捜査の事件などは、学生に

いうテーマがあるのでどちらも、法律実務科目という枠の中で事実認定を教えることは難しいのです。それで、発展ゼミの中でも、刑事事実認定とはどうやってやるのか、いわば事実認定の技法を教えることにしていました。

私は弁護士時代からチャートメソッドを自分で実践してきましたので、実際に再審事件を担当するときに、どのようにチャートメソッドを使うのかを教えていました。そのことによって、再審事件の場合、証拠構造という言い方をするのですけれども、証拠構造を客観的な、可視化できるチャートに表現することを実践します。加えて再審事件の場合は、状況証拠による犯人性の認定という大きな課題があるの

で、この場合に状況証拠によってどういう

事実認定が可能なのか、客観的ないろんな証拠から犯人像をどのように確立できるのかといったような実際のやり方を教えています。

使用する教材ですが、まず理論がわから

ない、最初からチャートメソッドといっ

てもついてきませんので、理論から入り

ます。現在使っている教科書は、ここに掲げたものです。最近、日本評論社から出た、「法廷における現実の構築—物語としての裁判」、これは、ストーリーといつたものが裁判では非常に重要なこと

とかしさがあります。

これが私の担当している上訴クリニック

の紹介です。次は村岡さんから。

村岡 私は、3年次後期の発展ゼミⅡ

で、同じ人権クリニックの一つを担当し

ているのですが、内容は刑事再審事件を取上げています。刑事再審を取り上げるにはいくつか目的があります。司法研修所の前期修習がなくなつた結果、いわゆる前期修習の前倒しを法科大学院に期待されています。その中に刑事の場合には事実認定というテーマがあるのでどちらも、法律実務科目という枠の中で事実認定を教えることは難しいのです。それで、発展ゼミの中でも、刑事事実認定とはどうやってやるのか、いわば事実認定の技法を教えることにしていました。

私は弁護士時代からチャートメソッドを自分で実践してきましたので、実際に再審事件を担当するときに、どのようにチャートメソッドを使うのかを教えていました。そのことによって、再審事件の場合、証拠構造という言い方をするのですけれども、証拠構造を客観的な、可視化できるチャートに表現することを実践します。加えて再審事件の場合は、状況証拠による犯人性の認定という大きな課題があるの

で、この場合に状況証拠によってどういう

事実認定が可能なのか、客観的ないろんな証拠から犯人像をどのように確立できるのかといったような実際のやり方を教えています。

使用する教材ですが、まず理論がわから

ない、最初からチャートメソッドといっ

てもついてきませんので、理論から入り

ます。現在使っている教科書は、ここに掲げたものです。最近、日本評論社から出た、「法廷における現実の構築—物語としての裁判」、これは、ストーリーといつたものが裁判では非常に重要なこと

だといつたという学生が対象になります。

ただ、事実認定だけをやっているわけに

実際にチャートメソッドを実践するときに、私が教科書に使っているのは、今回覽しておられます福村立郎判事が書かれた「実践的刑事事実認定と状況説拠」という本であります。これは要するに、民事で要件事実教育を徹底して司法研修所で教えられるわけですが、同じ要件事実的な考え方は刑事案件についてもあるのだということを言っているのです。もちろん刑事の場合、法律要件という概念はありませんから、民事ヒヤードコールではないけれども、刑事案件の場合にもその事件固有的要証事実の構造があるわけで、要証事実の構造に沿って検察官が立証できなければ無罪になるし、立証ができるれば有罪になるという意味では要件事実的な思考といったものが刑事案件で認定にあるというごとを力説されているのです。私も同じ考え方方に立っているのですから、まず、この福村立郎判事の「刑事案件における要件事実的思考とは何か」といふことを総論的に教えます。

その次に、アンダーソンとトワイニングの*Analysis of Evidence*を使用します。ちょうど付箋を入れている箇所ですが、これが彼らの方法を適用したチャートなんですね。この本はイギリスのロースタッフルディングの元祖というと、ウイグモアですが、ウイグモアのルールというのは沢山あって、覚えるだけで疲れてしまうので、トワイニングらは8つの記号だけでチャート化しようとします。私たちもこれを手本にして学びます。

チャートメソッドを実践しています。それから、自白の問題が日本では常に開かってきます。再審事件の場合は必ずといっていいほど虚偽の自白が絡んできますので、人間はなぜ虚偽自白をするのか—虚偽自白のメカニズムを理解してもらうために、グットショーンソンの『取調べ・自白・証言の心理学』といった教科書を使います。それと犯罪者のプロファイリングの手法に関する本を理論編として使います。

実務編としては、日弁連の全国再審弁護団会議で配付される、進行中の再審事件の配付資料が非常に有益なので、それを使います。以上が教材です。

実際にこれまで使用した事件記録は、2件しかありません。1件は、私自身が25年間刑事弁護士をやってきましたので、一橋大学に赴任する直前まで担当していて、研究者になつた後も支援してきた晴山再審事件です。空知の運連強姦殺人事件ともいわれます。残念ながら再審請求人であった晴山氏が請求中に死亡してしまい、現在、死後再審の準備中です。この事件は冤罪であると私は確信しておりますし、私自身が担当しておりました関係上、この全記録を一橋大学に持ち込んでいるわけです。それで、素材の一つとして取り上げました。

2件目は、昨年取り扱った三崎事件です。一家3人の殺人事件で、現在再審中ですけれども、その弁護団の協力を得まして、第一審記録のすべてではありませんけれども、ほぼ重要な証拠の部分を書いてよいという許可をいただきました。その一件記録の抜粋を持っております。この2つの事件記録を、人権クリニック用の専用ロッカーがありますので、そこに保管をし、学生は

その限定された場所で記録を見て、自分なりにメモを取るという作業を行います。早稲田シンポジウムでもテーマになりました記録の取り扱いについて、法科大学院は今難しい立場に置かれていますので、一般的に再録を担当している弁護団に依頼する比、記録の譲り写しを認めてくれるというほど、状況を楽観視していません。しかし、幸いにして私自身の手元にあるものと、三崎事件弁護団の許可を得て譲り写した記録がありますので、今のところ手持ちの事件としては2件で十分です。

それともう一つ、ゼミでの判決批評があります。後期、10月から翌年の1月までの間このクリニックを開いておりますが、毎年必ずといっていいほど、ゼミナールの開講中に新聞社から、特定の事件の判決に対するコメントを求められます。新聞社から、こういう事件の判決が何月何日にあるんだけれども、事前に記録読んでコメントをくれないかといふ依頼が寄せられます。それをゼミの学生全員と一緒にチャートメソッドを使って事実認定を分析し、判決の批判をやるんですね。2005年には、名古屋の豈川男児殺人事件無罪判決のコメントをしました。今日の配付資料の中に新聞記事があると思いますけれども、これの中段から下のほうに、私のコメントと同時に「ロースクールのゼミ生5人全員が、判決は妥当だと評価した」というコメントが載っていますが、要するに、みんなで分析した結果のコメントが載っているわけですね。

この事件は、2006年、高裁で無罪がひっくり返りまして、有罪になってしまいましてけれど、このような事例が毎年何件かあります。

つい先日も、2007年11月28日に、広島の母子3人を殺したという、中村国治被告人に対する死刑求刑事件に無罪判決が出来ました。新聞社から前日に記録が送られてきてまして、コメントを求められましたので、判決要旨に基づいてコメントをいたしました。現在、無罪判決が実際にどういう構造になっているのかをみんなでチャートメソッドを用いて分析しています。

チャートメソッドによる事実認定とは実際にどういうことをやるのかといえば、配付資料をご覧ください。1ページ目はシラバスです。2ページ目にキーリストというのがあります。これは三崎事件のキーリストの一部ですが、アトランダムに記録を読みながら重要と思われる間接事実をワンセンテンスで書き出します。要するに、メモ紙に書いてペタペタ貼る、アトランダムに思いつくまま番号を付けて書いていくわけです。そういうものを今度は論理的に整理をして、先ほどのトワイニングらの8つの記号によって整理をする。そうすると、最終的にチャー^トが出来上ります。これは請求人が犯人であるという命題に関するチャー^トです。こういったものをつくる。そうすると、この事件の有罪、無罪の分岐点はどこなのか。あるいは、これから再審請求をする場合に、どこを攻撃すれば、何が盤石ぐらいか、そういったことが判定できるわけですね。決してこれで何らかの秘密がわかるわけではないのですけれども、論理的な組み立てを理解することによって、

それぞれの間接事実を証拠が支えているわけですけれども、その証拠が果たして十分な強度を持っているのか、持っていないのかといったようなことを、チャートを見ながら評価することができるのです。学生はこのような証拠評価の作業を行うのです。

ゼミに対する学生の評価ですが、ここに書いたように、新司法試験には全く役に立たないが、事實認定をするときに役立つことは好意的に評価しています。これは有罪だなどか、心証は黒だねとか白だねといふうに言っているものはどうやって可視化して、他人に説明できるのかの手法はマスターできるわけですね。図化して、ここに問題がある、ここが有罪、無罪の分岐点となるといったようなことを説明できるということに関しては、「驚嘆している」と八卦に書きましたけれど、要するに、刑事事実認定も意外と科学的じやないかという感覚を持っているのです。

それと、マニアックなこういった事實認定のゼミに参加する学生というのは、ある意味で腹がすわっていますので、新司法試験がどうのこうのというよりは、10年後には再審事件を担当したい、冤罪を晴らしたいという学生が多いですから、その意では、実務的な手法は将来役に立つと考えているわけです。

それと、生の事件記録を読むことにも味があります。再審事件で扱うものは非常に古い事件ですから、すべての記録が手書きなわけですね。しかもミスの違った字でありますから、これに悪戯苦闘しながら読み込むこと自体が大変なのです。しかしそれは弁護士になった気分を味わうと同時に、絶対に弁護士になるのだという意欲

喚起させるには十分な効果があります。ただ、残念なのはシラバスの記載との間には乖離があることです。シラバスの中では弁護団との連携ということをうたっています。しかし、残念ながら弁護団会議に合わせてロースクールの学生が参加して意見交換をするといったよつなことまでは実現できません。再審事件はある意味では先ほど後の藤先生がやっている上訴審での関わり方よりも、もっと実務との提携いう点では稀薄なんですね。一旦確定してしまった事件を対象にするわけですから、より書面分析的な作業ということになってしまします。その意味で、学生の方から、実際の弁護団の人たちとの意見交換をしたい、どういう考え方で再審弁護に取り組むのか、そういうことを聞く機会をぜひ実現をしていただきたいという要求があります。私としては、少なくとも弁護団の中心人物を呼んできて話を聞くこととかで代替できなかどと考えています。

最後に課題ですが、受講者が極めて少数にとどまることがあります。2005年は4人、2006年は2人、2007年は3名という参加人数にとどまります。過去新司法試験を受けた6人のうち、第1期生は4人全員が合格。第2期生2人は不合格という結果でした。しかも、この2名の方には、司法試験を断念するということになりました。経済的な理由から公務員になることを選択し、法律家を断念するという方向に行ってしまいました。現在は3人が受講中です。

晴山事件とは強姦殺人事件です。1期生、2期生は男性学生ばかりだったのでが、今年初めて女性学生が2人入ってきました。

した。女性に強姦事件の非常に生々しい証拠写真を見せていいのかどうか迷いましたが、本人たちに聞いたら、平気ですと言いましたね。だから、署山事件を扱うことになりましたけれども、強姦事件ですから配慮が必要になります。実際に、私のゼミ室には、院長室を使っているんですが、家宅捜索をされると非常に困るものがいっぱいあります。婦人物の下着とか。要するに、犯人や被害者がどういう場面でどういう行動をとったのかを再現するわけですよ。女性を交えてなんですが、マネキンでそないですけれど、ほぼすべて犯行を再現するための現物がある。事実認定というのはこういうふうにしてやるんだということを生の実践を通じて教えていきます。

それで、面白いことをやっていけるのに、なぜこんなに参加者が少ないのかというと、やはり3年次後期であるという時期が関係しています。もう目先に新司法試験が迫っている。そういう意味では「面白い」かもしれないけれど、非常に負担のあるゼミをどうしても回避する傾向があるということです。

それと、後藤先生も先ほど言いましたけれども、やっぱり適切な事件記録を選別する必要がある。死刑事件ですから、全部の記録を収集するとかなりの量になります。その中から事実認定に必要なものをピックアップして、教材を作らなければならぬい。その意味では、弁護団の協力を得たら事足りるというのではなくて、まず三崎事件についてもそうですけれども、私自身が全記録を開覧して、どの記録が重要なかというのをまず選別をしなければならない。そういうのをまた難しさがあります。

それと、先ほど学生からの要求にちめりましたけれども、実際の弁護団との提携をどうやってするのか。ここが今後の課題だというふうに考えておきます。以上です。

This image shows a horizontal strip of woven fabric. The fabric has a distinct repeating pattern of small, dark, diamond-shaped or square-like motifs arranged in a grid. The background of the fabric is a lighter color. The strip is positioned horizontally across the frame, with a vertical seam or fold line visible in the center.

ね。

参加者 証拠法というかどうか。今の村岡さんのお話も、後藤さんのお話も、要するに刑事弁護という観点で一致しているわけですね。ところが大学によっては、この刑事関係の科目は、だれかすでに批判しているけれども、検察官の観点からのみややられているのがあるんですね。刑事事実認定論というのがあるんだけれど、要するに窃盗事件のまとめとか、そういう内容なんです。それはなぜかと言えば元検察官がやっているからですね。担当者の問題もこれから少し考えなければいけないのではないかというふうに思うんです。

参加者 今、日弁連で全国調査して、もうじき整理をします。

参加者 そういう意味では阿頸端なんですかね。つまり、一方は弁護人のサイドだけで見て、一方が検察官のサイドだけで見ている。やっぱり本来ならば刑事司法はどうあるべきかというのは、互換性をもって見るべきですね。つまり、一方は弁護人のサイドだけでも無罪となつたことは、これはこれでいいし、弁護人の役割としてはそれでいいのですよ。例えは今回の検察官控訴されるべきですね。例えばこれまでの検察官の立場に立つて見ると、これはこれでいいと思うんですけど、これはもうしようがないからアドバイス、それはもうしようがないから諦めると言つて終わるような、ただ大抵持つているんだと、何らかの事情ですね。どうするんですかという、多分それはまた機会を見てということなのか、何かわからないのですけれども、いざれにしても、どうすべきだったのか。あるいは刑事司法としうべきあるべきかという観点もないと、た

だ、これ無罪になつてよかつたねというだけじゃ、それでうまいことみんな無罪になりました、うまいことやりましたといふことだけでは、これはこれでまたなんかけです。

になりまし、うまいことやりましたといふことだけでは、これはこれでまたなんかけです。ところが大学によっては、こちよつと、多分一部からは疑問を持たれる刑罰關係の科目は、だれかすでに批判しているのがあるんですね。刑事事実認定論というのがあるんだけれど、要するに窃盗事件のまとめとか、そういう内容なんです。それはなぜかと言えば元検察官がやっているからですね。担当者の問題もこれから少し考えなければいけないのではないかというふうに思うんです。

参加者 今、日弁連で全国調査して、もうじき整理をします。

参加者 そういう意味では阿頸端なんですかね。つまり、一方は弁護人のサイドだけでも無罪となつたことは、これはこれでいいし、弁護人の役割としてはそれでいいのですよ。例えは今回の検察官控訴されるべきですね。つまり、一方は弁護人のサイドだけでも無罪となつたことは、これはこれでいいし、弁護人の役割としてはそれでいいのですよ。例えは今回の検察官控訴されるべきですね。つまり、一方は弁護人のサイドだけでも無罪となつたことは、これはこれでいいし、弁護人の役割としてはそれでいいのですよ。

参加者 そうですね。事実認定だとかそういったものについてはニユートラルに。

参加者 ですよね。だから、それは共通の立場をつくるということは不可能ではないと思うんですけどね。ひたすら何かの目標のためにということではないわけで、要するに正義のためにということなんでしょうねから。

参加者 研修所の一つの問題は、要するに弁護でワーッといつて、検察は検察で立つたのかと。警察は検察官にどうしたらいいんですかと聞いたら、そのとき的確なアドバイス、それはもうしようがないから諦めると言つて終わるような、ただ大抵持つているんだと、何らかの事情ですね。どうするんですかという、多分それはまた機会を見てということなのか、何かわからないのですけれども、いざれにしても、どうすべきだったのか。あるいは刑事司法としうべきあるべきかという観点もないと、た

と。だけど、刑事司法全体がどうあるべきかと。私はどちらかというと門外漢なので好きな立場で言っているのですけれども、それがまさにロースクールのような場であるからこそ、そこをうまく何かできないかなど期待しているのですけれどね。

私の発想では、クリニックは優秀な当事者法曹を育てるためのものです。私は弁護人的な経験があるからそれをやる。検察官の経験がある人はそれをやつたらいい。実務基礎科目では、1人の教員がすべての側面を教える必要はない。いろんなものがいいのだと思います。学生はそれぞれ自分の志向に従つて選択したり、あるいは両方やってみてこっちがいい、自分には合っているというふうに、学生が選んでいいければいいと思う。

参加者 アメリカではプロフェッショナルだから、検察官だってバーのメンバーなのであって、特にこの議論をする必要はないわけだけれども、日本の場合は最初から分かれているところがあった。そういうと、徐々に統合した観点が生まれていくべきだとしても、教育のやり方としては、これは教員数とか、財務規模にもよるけれども、本当に立場の、今後藤さんがおっしゃったように、需要があればいいわけですね。

参加者 研修所の一つの問題は、要するに弁護でワーッといつて、検察は検察で立つて、それはそれで修習生としてはおもしろくて、そういうふうに違うのかと、よくわかりましたということがなんだけれど、それも、本当に立場の、今後藤さんがおっしゃったように、需要があればいいわけですね。

参加者 私のクリニックに参加する学生には再審請求書まで書くことを規定していたのですけれど、無理なんです。今やっているのは、チャートメソッドを習得すること、それに基づいて自分の心証形成の過程になると言っています。弁護人が事件をどう見るかという観点は、検察官とともに、じゅあ刑事司法はどうあるべきなのかと。私は検察になりますから検察のことだけ、その手法でいます。一方、弁護士になる人は、私は弁護人ですから検察は知りませんと。私は弁護のことだけやります

なろうと、あるいは裁判官になろうと思つた。私はどちらかというと門外漢でいても、まずある立場に徹して考えてみます。

参加者 その点、民事は両方ありますよね。原告、被告の境が全然ないから。参加者は弁護士側だけだと、労働者側だけだという、そういう領域もないわけではありません。民事と公法では出るのだけれど、刑事だけは当事者の立場で立論しろという問題が出ません。民事と公法では出るのだけれど、刑事だけはそれを出したことがない。そこには大きな問題が隠れている気がする。

参加者 日本の刑法というのはそういう発想はないんじゃないですか。

参加者 弁護士出身の司法試験委員が弱いからじゃないですかね。

参加者 村岡先生の、ちょっと聞き落としましたかもしないでなければ、さっきのことをやって、学生は具体的にはどういう文章を起案するんですか。

参加者 文章は起案しません。シラバスでは再審請求書まで書くことを規定していたのですけれど、無理なんです。今やっているのは、チャートメソッドを習得すること、それに基づいて自分の心証形成の過程を他人に説明できるかどうかというところに絞っています。

参加者 村岡先生の場合は、弁護団との交流というのは基本的にないんですね、現状では。

村岡 現状でないです。シラバースと大きく乖離しているのはそこです。

参加者 後藤先生のやつも、あるけれども、不十分だとかそういう意見もあると思うんですけれども、具体的に弁護人との打ち合わせはどんな感じで、どのくらいやっているのですか。

後藤 事件によって違います。弁護士に大学に来てもらって打ち合わせして、あとメールのやりとりでやることもあるし、我々が事務所に出かけていって打ち合わせをして、それからその後の公判の傍聴のついて打ち合わせるときもある。

参加者 例えば多い場合に何回ぐらい同じ事件で打ち合わせになりますか。

後藤 どれくらいかな。傍聴に行った場合も含めると、今まで一番多かったのは、

4回ぐらいですね。
参加者 4回ぐらいが一番多い感じ、少ないときは1回だけ。やっぱりこういう方針でいこうとか、そういう中身の話とい

うのは弁護団から出るのではなくて、後藤先生なりの方針、もちろん議論して、後藤先生がコーディネートしてという形になつて、弁護団の方針とは一致しないわけですか。

後藤 いや、弁護団というか、弁護人とは基本的に最初にすり合わせをするわけです。

参加者 教員のほうと。
後藤 弁護人と一緒に打ち合わせして、基本的な方針はどういう主張で行くかは最初に決めるわけです。

参加者 学生はそこには入るわけなんですか。

後藤 その前に一応学生たちにそれだけ

の資料を見て、君たちはどう思うかという問い合わせします。どういうことを主張したいのか。考えさせることはやっていません。

参加者 方針決定の議論の中では学生は関与しない、事前に議論して。

後藤 そのときに例えれば学生も事務所に行って、弁護士と議論します。つまり、具体的な作業に入る前に、方針決定のところはみんなで話し合います。

参加者 例えばこんな感じで行こうといふ形になるのか、これとこれとこれを書いてみたいたところまでは議論をするのでしょうか。

後藤 上訴理由として何を主張するかといふことの線を確認する。

参加者 わかりました。

参加者 今日は早稲田の刑事弁護クリニックの担当者が来ていないので残念なんですがけれども、一橋の刑事クリニックは早稲田と全く違うものですよね。つまり、早稲田刑事クリニックは、基本的に上訴はやらないんですね。

参加者 確か控訴が1件あります。

参加者 そうでしたっけ。上訴事件は結局記録を読んで、そして書いて、あと判決待って終わりでしょう。それよりは、被疑者弁護から始まって動的などころの、弁護士の実際に足で動くところをやるんだですよ。

後藤 いや、弁護団といふか、弁護人とは基本的に最初にすり合わせをするわけですか。

参加者 教員のほうと。

後藤 弁護人と一緒に打ち合わせして、基本的な方針はどういう主張で行くかは最初に決めるわけです。

参加者 学生はそこには入るわけなんですか。

うなという印象があつて非常におもしろかったです。

後藤 早稲田とか大宮法科は非常に特色があるクリニックをされているわけで、それはそれですばらしいと思います。けれども、それができる条件はすべての大学にあるわけではない。特に国立大学の場合、難しいわけです。どこでもできるわけではありません。それでも教員がその気になれば、こういうことができるという例として、見てください。

村岡 私も25年実務やってきましたから、実際に学生の側からすれば、記録中心の事実認定よりは、生の依頼者の顔を見て、その人のいわば人生の一端に関わる、そのほうがずっと、本当の意味での教育になるだろうと思うんですね。ただ、現在の一橋の教育環境の中で法律事務所を構えて、私自身が弁護士資格をまた取り直して、二足のわらじを履いてやるということはおよそ不可能です。

参加者 国立大学であつても、しかし、弁護士登録できますよね。そうすると、現実的な制約というのはどういうところにありますか。

後藤 第一番レベルの刑事クリニックということを国立大学で実施するためには、現実的な制約というのはどういうものでしょうか。

後藤 時間がないし、会費分を稼げないでしょう。

村岡 やっぱり実務を実際にやつていらっしゃる、軸足としては教育ではあるけれども、やっぱり実務なんですね。それでないとできない。二足のわらじは絶対無理。ですか

、実務として定着した上で、それが教育の側面を持っているというふうに言うか、

教育者の立場で、少しでも実務的なものを取り入れるか、どっちしかいない。

参加者 ある国立大学が今刑事のクリ

ニックを考えていますね。公設事務所を持つて、そして研究家教員が弁護士登録を

して、それで一緒にやるというのを考えている。基本的には、やりたいかどうか、要するにやるかどうかということだと思います。

参加者 まだちょっと質問レベルに戻りますけれど、村岡先生の先ほどの、記録を生成して学生にというときに、学生に読みませる記録はどの程度のものなんですか。

村岡 ここにある書類1段を占拠するぐらいの量です。

参加者 絞り込んでいます。総数でいくとファイル20冊程度です。どんな事件でも

大体その程度です。

参加者 でも、1学期使うんだしたら、2段ぐらいの記録読むのは別にかまわない

のです。

村岡 もちろん読ませて、時間内にやらせるところで考えれば、そうですけれども、それだと多分参加者はゼロになっちゃう可能性がある。また、記録といつても、すらすら読めるようなものじゃないですか

。本当に昔の昭和40年代の記録だと、ある意味で墨書きで、みんな非常に苦労して読んでいます。

村岡 先生の部屋に来て、そこで読む。

参加者 そうです。

参加者 持ち出しは一切禁止。

村岡 はい。必要なものはこちら側がコピーをして、渡しますけど。

参加者 渡したコピーは持ち帰つていい種類のものになるんですか。

村岡 ゼミのすべてが終了した後に回収してシユレッダーにかけますが、例えば公判でのいわゆる実況見分の図面であるとか客観的な資料のコピーは渡します。

参加者 それは学生は自宅で見ることも可能。

村岡 可能です。

参加者 先ほどの村岡先生のお話だった事実認定というものが中心になるということなので、必ずしも3年次後期にしなくて、ますますいいですね。カリキュラム全体の構造の中で移す可能性とか、あるいは移す現実的な計画とか、そういうのはないですか。

村岡 発展ゼミという位置づけを維持する限りは3年次しかないです。

後藤 選択科目にすれば。

村岡 だけど、事実認定は、要するに司法研修所の要件事実教育の前倒しですよ。

ね。事実認定を2年次にやるということ

は理論上は可能かもしれませんけれども、現実には2年生が一番忙しい学年ですから、そこにこれを持ち込むことはかなり難しい。

参加者 その忙しさということは、先ほど単位と、それから学生が使う時間との

関係ですけれども、早稲田も学生ができるだけのめり込まないようといふ形でタイムシートをつくらせたり、そして基本的に2単位ですと100時間というものを安全に学生に作業をさせるということをしているのですが、一橋では学生がのめ

り込まれないようなセーブの工夫みたいなものは何がありますか。

村岡 記録には限定した場所でしか基本的にアクセスできませんから、それはもう絶対的な制約となります。

参加者 逆に、依頼者を目の前にしているわけじゃないから。そんなにのめり込まないんじゃないですか。やっぱり依頼者に会ったり、話したりするのめり込んでから。

村岡 しかし、状況証拠による事実認定が中心ですから、状況証拠の場合、いろんなストーリーが考え得るわけですよね。最初に渡すのは初動捜査の記録です。この事件はこういうことで確定しましたという判断からスタートするのではなくて、まず最初に初期捜査の段階でこれだけの証拠が入手できました。ここからどういうふうに犯人像を絞り込めるかというところからスタートしますので、いわば刑事の立場で犯人像を考えるところからやるわけです。そうする

と、これはやっぱりおもしろいんですよ。だから、ずいぶん熱心に時間を忘れて記録を読んでいます。

参加者 だらうね。

参加者 読みに来る時間帯というのは別に本人の自由ですか。

村岡 自由です。学内では時間にいつつ来てもいいけれども、その場所だけは特定されている。

参加者 そこはいつも学生が来れば入れるのですか。

村岡 院長室の一部ですから。

参加者 隣に院長が。

後藤 院長室だけ、別に院長がいるわけじゃない。

村岡 私がいる場合もありますけれども、いなければないで自由に出入りできます。鍵だけを借りて、ロッカーを開けて、ちゃんと閲覧用のスペースがありますので、そこで記録を読む。

参加者 その限りでは学生を信頼しています。

村岡 そうです。

参加者 秘書の人とかいないんですね。

村岡 ないです。

参加者 鍵はだれが管理しているんですか。

村岡 事務室のほうで管理して、記録を取った上で。

参加者 写真を使うときには生々しい写真ということで、前、法科大学院ができる前に、法医学の講義で医学部の教授が、あまりにも生々しいカラー写真を使って講義するものだから、だんだん女子学生が離れて

いるって、受講生が少なくなったというふういう経験をその先生から聞いたことがあります。

参加者 後藤先生、先ほど、負担の問題

がある。その辺の限界というの

すか。

村岡 あると思います。あるけれど、覚悟を決めている学生が来ますので、写真を見て失神するとか、物が食べられなくなるというような人はまずうちには来ない。ただ、一応本人には履修登録をする前に聞きます。ここで扱う事件はいずれも殺人事件ですから。どちらにしても、カラー写真かコピーかの違いはあっても、生の写真がある。そういうものをあなたは本当に見られるのかということ、対象事件が性犯罪ですか、女性の立場からすると事実認定の実践とはいえない微妙な問題もある。そういうものを素材にすることにつ

いて抵抗はないのかということの確認をします。

参加者 いわゆる開示記録の閲覧の問題というのは、今議論されていますよね。それはこの授業の運営にはとりあえず関係ないだろうという考え方でいらっしゃるのであります。

村岡 いや、私がシンポジウムで報告したように、クリニックの学生は弁護人の手足であるという理屈です。再審事件ですから、もう既に確定をしている事件と、やっぱり生の今働いている性犯罪の事件とは違う、異質なものだと思います。私の理解としては、守秘義務のところは重要だけれど、性犯罪の記録であっても、当人たちにトラウマみたいなものが残らないのであれば、守秘義務が守られる限りはかまわないと考えています。

参加者 まさに射程外であるというふうな理解で進められているわけですね。

参加者 後藤先生、先ほど、負担の問題

を言わせていましたけれど、先生は刑事訴訟の講義と演習も持たれて、さらにプラスして人権クリニックを持たれていますよね。法律基本科目とそういうものの、負担の面で何か悩みとかはありますか。

後藤 負担は大きいですね。前期は、刑法演習1を2クラス、刑事証拠という選択科目、それとこのクリニック。法科大学院の3科目を並行して教える。それはかなり大変です。

参加者 それと、実務基礎科目というのがありますね。実務家が来て教える。そういうのと、先生方の発展ゼミの棲み分けというか、それはどうですか。

後藤 発展ゼミというのは、それぞれの

教員によってテーマが違うので、全体としては科目の分類ができないです。今我々がやっているようなクリニックは実務基礎科目に相当します。

ただ、いざれにしても、完全な選択科目ですから、必修の実務基礎科目とは別のものです。

参加者 多分今のご質問のご趣旨は、実務基礎科目では、今お二人がやっているような程度にまで現実に接近したような授業内容は行われているのかということですね。

参加者 できないですね。その射程外、上訴とか再審、事実認定というものは、入ってこないでしょうね。

村岡 できません。今年度から刑事実務概論が2単位14コマ授業になったので、上訴の部分は除外ですか。そうすると、14コマの枠の中で事実認定の基礎だと、上訴手続といったものが今教えられていな

いんですよ。事実認定に触れるとしても実務概論科目の中の二コマの中にどまります。必然的にそこを補おうとしたら、ゼミに特化して行うしかない。

参加者 刑事系もそうすると、実務科目のインストラクション、必修の部分から何を、どういう内容にされていますか。

村岡 それは手続です。法廷でのパフォーマンスを含む手続を理解して、書面を作成して、法廷で行動するということを教える。そこでは検察官と合同ですから、先ほど言った、それぞれの立場からの解決をしながら手続を進めていくというやり方です。

参加者 刑事裁判実務みたいな感じですか。

村岡 裁判官ではなく、検察官と弁護人

という当事者の視点からみた手続です。

参加者 なるほど。当事者レベルの。

村岡ええ。

参加者 上訴クリニックの場合でなければ、もちろん報酬はもらわないわけですね。弁護人のほうは被告人から報酬もらっている。要するに私選事件なわけです。

参加者 私選もしくは国選でということになるわけですね。検察官控訴で無罪が維持できることには、かなりの程度クリニックの活動が寄与していると考えられますよね。ひょっとしたら、もしこの寄与がなかったら、受任されている先生が忙しくて、ここまで)のペフォーマンスができなかつたかもしれません。そのところをばらしい補助的な仕事がなされたおかげで、成果が上がっているというようなことがあったときに、結局その利益を被告もしくは弁護人は

享受しているという結果になっていきますよ。

村岡 できないですね。その射程外、上訴とか再審、事実認定というものは、入ってこないでしょうね。

村岡 できません。今年度から刑事実務概論が2単位14コマ授業になったので、上訴の部分は除外ですか。そうすると、14コマの枠の中で事実認定の基礎だと、上訴手続といったものが今教えられていな

いんですよ。事実認定に触れるとしても実務概論科目の中の二コマの中にどまります。必然的にそこを補おうとしたら、ゼミに特化して行うしかない。

後藤 大体こういう事件の被告人はあま

りお金もないで、私選でも例えば1人しか雇いません。そこに我々のエネルギーを投下することによって、それを2人雇ったのに近い形に持っていく効果があるなら、それは幸いだと思う。

参加者 例えれば、それが社会的な意味を

持った事件であれば、それはそれで私はすばらしい、いいことだと思いますね。つまり、そうではないれば正義は実現できないところを、つまりこれは教育目的とは別に公益的機能を担っているわけですね。

リーガル・クリニックの事件の選択によつては限らないですけれども、最近の広島地裁の死刑求刑事案では私は無罪は出ないです。そういうこともあります。

单なる私的な事件だったら、何かそこら辺のところはどうなのかなどという感じがしない

のところはどちらかなどという感じがしない

くはないのですが、刑事案件は一般的にすべて公益的なものが含まれているので、そ

の辺はいいのかかもしれないのですね。

実際にクリニックで、事実上それだけ学生が働いて、普通であれば弁護士が有料でサービスを提供するところのものを代わり

に提供している面があるわけですね。そして現実にだれかが利益を受けているといふ面が機能的にはあるわけなので、それを

どういうふうに説明するのかということがあ

りますよね。

参加者 本筋の話じゃないんですね。事前に記録を持ってきてコメントさせるん

ど、こういう事件が起きると、新聞記者が

かって審理しているわけですね。送つてく

るのは起訴状、弁論要旨、論告です。それ

と争点はここでだいぶ新聞記者の要約が送

られてきます。それに基づいて翌日判決が

出るので、「先生には無罪が出たときのコ

メントをお願いします。」と言われるわけ

です。有罪のときはコメントしなくて結構ですと。実際に無罪か有罪かというの

わからないのですが、その資料を読みながら

ち、みんなで、証拠構造図というか、チャーチ

トを書くわけですね。ここが認められれば

多分有罪だろうということは、ある程度予測が

つくわけです。事実関係の構造は限られた

資料からでも構成できる。翌日、判決が出

たときに、それと必ずしも一致している

は限らないですけれども、最近の広島地

裁の死刑求刑事案では私は無罪は出ないです。

うと思つていたら、何と翌日無罪判決が

出ちやつて、大いに憤りました。

参加者 ただ、その場合は急に学生を集めることになるわけですか。

村岡 そうです。ゼミは毎週ありますから。こういう資料が送られて来たので予め

資料を読みとります。

参加者 先ほどの話だと前日に記録が送られてくるということでしたね。

村岡 今回のゼミ中に新聞社から電話があり、「これから送ります。」ヒアツ

クスで一応の資料が届きました。そして翌朝10時の配達便で必要な資料一式が届きました。そのうえでコメントをして、翌日

28日に判決が出ていたのが届きました。そして翌朝10時の配達便で必要な資料一式が届きました。そのうえでコメントをして、翌日

しいパターンだと思いますんですけど、何か明確なお考えがあつてそういうことをされているのか、それとも要するに民事をやりたいと言っている人がだれもいないから、やらないというだけのことなのか。そこのあたりちょっと教えていただきたいのですが。

後藤 そうです。

参加者 でも、現法科大学院長と前法科大学院長がやっておられるんだから、率先して旗を振っているということで、その旗についてくるというような人はいらないですかね。

後藤 民事でも法律相談みたいなことをやりたいという人がいるではない。しかし、まだ現実的な形にはなっていません。参加者 科目として設定して、それにあつた人を呼んでくるということは、一橋ならできそうな気がするけれど。

参加者 人が呼べないです。

参加者 呼べない。

後藤 非常勤を頼めるお金はないので、今ある人的資源をどう活かすという発想しかないです。

参加者 また、話が戻るんですけど、村岡先生の授業だと、結局学生は記録を読んで、自分なりの心証形成の説明ができるようになるということで、それは毎回討論か何かをするということですか。

村岡 学生がチャートメソッドを習得して討論ができるようになるのはずっと後なんですね。今はまだゼミが始まって中間ぐらいですから無理です。最初は要するに理論の勉強から始まりまして、最初の2回は講義です。それから再審事件記録は随時読みます。それに応じて、最初の初

期捜査の段階で得た資料から1回目はプロファイリングを行い、その次に検察側の立証の証拠全部を図化するという作業を行う。今度はその判決があるので判決の事実認定の構造と我々の分析した事実の構造を照合する。

参加者 それは学生に図のようなものを作らせるんですね。

村岡 そういうことです。

参加者 だから書面ではないけれども、そういうものは毎回何かつくるんです。

村岡 ゼミ室である院長室にはホワイトボードがあるわけですけれども、私を入れて4人ですので、立証命題をホワイトボードに書きながら、先ほどのキーリストをペタペタを貼りながらチャートを作っていく。

参加者 授業時間でそういう議論をする。

村岡 はい。

参加者 全部を書きながら構造化している。

村岡 図に出てくるのは番号だけで、間接事実の内容はキーリストを見ないと、何とかわかりませんから。ただ、そんな膨大な情報があるわけではないので、大体構造としてはボード内に收まります。

所長・宮川 長時間にわたりましたので、このあたりで質疑応答を終了いたします。後藤先生と村岡先生には、お忙しいところを、今日はどうもありがとうございました。

一橋大学の刑事上訴クリニックと再審クリニックという大変に特徴的な臨床教育の試みを詳細に紹介していただき、大変に参考になりました。

臨床法学教育というような新しい試み

は、出来るところから出来るだけのことをするというスタンスでなければ、何事も始まらないと考えております。一橋大学の試みも、基本的な姿勢は、限られた人的資源、あるいは物的資源の中で、志のある方がその専門性を生かしながら創意工夫して、臨床法学教育に取り組むということであると、よく理解できました。

早稲田大学の臨床法学教育も基本的にそういうスタンスでこれまでやつてまいりました。臨床法学教育は、現在アメリカで隆盛を迎えていますけれども、アメリカでの始まりもまさにそうだったわけです。今後も、日本の臨床法学教育に取り組んでいる者の創意工夫と、相互の協力関係の構築が、一層重要になってくると考えております。本日はどうもありがとうございました。

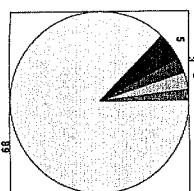
臨床系科目の概要

一橋大学法科大学院の
臨床法学教育
後藤昭（一橋大学）
2007年12月5日
早稲田大学臨床法学教育研究所
スタッフセミナー

- 1) 夏期特別研修=エクステーンシップ
2年次夏 1単位
- 2) 人権クリニック
3年次前期・後期 発展セミの一種
- 2単位
憲法クリニックと刑事上訴クリニック

1

2007年夏期特別研修 派遣学生数



3

2007年夏期特別研修派遣先

- ・法律事務所 89人(57事務所)
- ・企業 3人(旭化成、KDDI、東芝)
- ・官公署 2人(法務省、総務省)
- ・その他団体 5人(自由人権協会、国民生活センター)
- ・中国人民法院 3人(1人は3年生)

派遣総数102名
履修しなかった2年生 3名

4

刑事上訴クリニック I の概要

- 1) 実施時期
3年、次前期
- 2) 作業内容
刑事上訴事件を調査し、上訴趣意書などを起草する。
- 3) 事件の選択
弁護人からの紹介による。
2005年 被告人上告2件
2006年 被告人控訴2件(1件は再審請求に移行)
2007年 被告人控訴1件、検察官控訴1件

5

なぜ上訴事件を扱うか？

- 1) 他科目と同時並行履修でも扱いやすい。
- 2) 法律問題が多い。
- 3) 指導教員が弁護人にならなくても、可能。

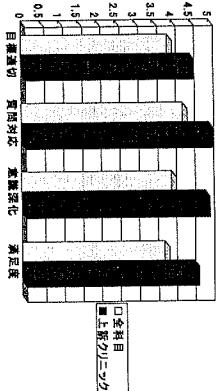
6

刑事上訴クリニック I 参加者数

2005年	9名
2006年	3名
2007年	10名

9

学生による授業評価結果 2005年-2007年



10

刑事上訴クリニック I の手順

- 1) 導入
調査の姿勢、記録の扱い、秘密保持など。
- 2) 裁説授業
控訴・上告・(再審)手続の概要
- 3) 記録予備検討と弁護人ととの打ち合わせ
- 4) 記録検討と調査
- 5) 起案→討論→修正
- 6) 弁護人に草案送付
- 7) 法廷傍聴

7

作業結果

学生の自由記載意見：積極面

- ・自分の作成した書面がほぼそのまま裁判所に提出されるので、やりがいがある。
- ・生の事件に触れることで、法律家の責任や刑事件の仕組みを体感することができた。
- ・生の事件から具体的に法解釈を考える練習になった。
- ・刑事弁護人の重圧をひしむと感じた。
- ・主張が採用されなくても、めげない強さが必要と感じた。

11

学生の意見：消極面

- ・負担が大きい。
- ・学生が事件を選べると良い。
- ・自分の担当していない事件での参加が難しい。
- ・弁護人との共同作業を増やしたい。
- ・次週までの課題の指示が不明確なことがあった。

12

課題・問題点

- 1) 好適な事件の確保
- 2) 具体的指導の深度

13

目的

一橋大学法科大学院
刑事再審クリニック
発展セミII(人権クリニック)
担当 村岡啓一

使用する教材

- ・理論編
 - 法廷における「現実」の構築(ランス・ペネット他)
 - 実践的刑事事実認定と情況証拠(植村立郎)
 - Analysis of Evidence (Anderson & Twining)
 - 取調べ・自白・証言の心理学(グッドジョンソン)
 - 犯罪者プロファイルリング(ジャネット・ジャクソン他)
- ・実務編
 - 日弁連再審弁護団会議資料

使用した事件記録

- ・ 晴山事件(空知の連続強姦殺人事件・死刑再審事件・請求人死亡により死後再審準備中)
 - 全記録の写しを保管
- ・ 三崎事件(一家三人惨殺事件・死刑再審事件・再審請求中)
 - 第一審記録の重要な証拠の抜粋写しを保管
- ・ 保管記録の閲覧場所の限定と守秘義務

最新判例の分析

- セミナー開講中に新聞社からコメントを求める
められた刑事判決につき事実認定を分析
- 2005年 名古屋の豊川男児殺害事件無罪判決
- 秋田の金浦保険金殺人事件控訴審無期懲役減刑判決（一審死刑）
- 佐賀の北方事件無罪判決
- 2007年 広島の母娘3人殺人事件無罪判決
(現在、chartによる分析中)

学生の評価

- 新司法試験には役に立たないが、事実認定が可視化・客観化できることに驚異
- 将来の業務において、心証形成の過程を説得的に説明できる気がする。
- 生の記録を読むことによって、弁護士になりたいという気持ちがますます強くなつた。
- 実際の弁護団との意見交換ができなかつたのが残念（シラバスとの乖離）

課題

- 受講者数が極めて少數にとどまる。
- 2005年4名(全員合格)、2006年2名(不合格)
- 2007年3名受講中…余裕派か?
- 3年次後期科目であるため負担を回避する傾向
- 開講期間内で事実認定の方法論を習得させるには、事件記録を精選する必要がある。
- 実際に再審事件を扱っている弁護団との提携(たとえば、弁護団会議への参加など)

配布資料

- 2006年度シラバス
- 三崎事件Key List(サンプル)
- 三崎事件Chart(サンプル)
- 新聞記事(2006年1月25日朝日新聞名古屋)

臨床法学セミナー 第3号 (臨床法研資料集)

「一橋大学における臨床法学教育」

2008年3月10日 発行

〒169-0050 新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所
<Rinshoken-jim@list.waseda.jp>